

□ 教師用指導資料集作成に当たって ー新潟水俣病問題を学習することの意義ー

1965（昭和 40）年 5 月に、新潟水俣病の発生が公式確認されてから半世紀近くが経過しました。阿賀野川とその沿岸の清らかな水と豊かな自然を見るとき、沿岸地域の住民に深刻な影響を与えてきた新潟水俣病が遠い時代の出来事のように感じられます。

新潟水俣病が発生した時代は、戦後の混乱、復興の時期を経て、我が国の産業構造が、繊維工業を中心とした軽工業から重化学工業を主とする工業生産に傾斜していく時代でした。また、社会が豊かさや快適さを追い求めていました。この時代、四大公害病といわれた新潟水俣病、水俣病、イタイイタイ病、四日市ぜんそくをはじめ、全国各地で公害問題が発生し、多くの国民が、大きな被害を受けました。

公害被害者の大きな苦しみと犠牲を教訓に、今日の我が国の工業生産をはじめとする産業構造が構築され、産業理念と自然環境を守り伝えようとする意識が培われてきたのです。いわば、この時代に被害を受けた人々と社会の犠牲の上に、今日の私たちの生活が成り立っていると言えます。

しかしながら、公害問題のすべてが、すでに過去の出来事になったわけではありません。私たちの住む新潟県で発生した「新潟水俣病問題」は、公表されてから現在にいたるまで、依然として深刻な、そしてすべての県民の力を結集して解決を急がなければならない重要な課題なのです。解決への第一歩は、新潟水俣病の事実を正しく捉え、解決に取り組む実践力を培うことです。

また、大きな犠牲と代償によって得た今日の一見安心安全に見える環境についても、食の問題、自然破壊、環境汚染などの問題が国内外で発生し、多くの危機的な状況が報道されています。我が国が経験した公害問題は、私たち生物が生存していくための環境を守り育てていくために、後世に伝えていかなければならない大きな教訓を与えてくれています。命をつなぎ環境を守ることは、すべての人々が経験に学び、実践し、維持しなくてはならない、今に生きる私たちに課せられている課題なのです。

新潟県は、これまで学校教育での新潟水俣病学習の普及・充実を目指して『新潟水俣病のあらまし』『未来へ語りついで～新潟水俣病が教えてくれたもの～』『新潟水俣病が教えてくれたもの 豊かな〇〇〇川の自然と人』などの刊行・配布を行ってきました。2008（平成 20）年 3 月の「新潟水俣病問題に係る懇談会」（座長 本間義治 新潟大学名誉教授）最終提言書では、新潟水俣病学習の教育課程への位置づけの必要性と指導資料や授業展開例の提示の必要性等が提言されています。

本県のすべての学校、教室で新潟水俣病についての学びが行われ、今なお問題となっている社会的問題の解決、さらには環境保全の必要性を学び、これからの時代に生かすことを願ってこの教師用指導資料集を作成しました。各学校では、学校の実情、児童生徒の実態に応じて新潟水俣病学習を教育課程に位置付け、積極的に取り組んでいただきたいと思います。本指導資料が、新潟水俣病学習充実の一助となることを願っています。

1 新潟水俣病の概要

(1) 新潟水俣病とは

- 昭和電工鹿瀬工場の排水中に含まれたメチル水銀と河川に排出された無機水銀が微生物の働きによって有機化された有機水銀により汚染された魚を、阿賀野川で漁獲し、日常的に、かつ多食したことで引き起こされた食中毒（メチル水銀中毒）である。
- 水俣病（メチル水銀中毒）は、次のような特色を有する。
 - ・ 環境汚染を媒介とした、食物連鎖による中毒である。
 - ・ 中毒の症状としては、狂躁状態、意識障害を示し死に至る場合（急性劇症型）や感覚障害、運動失調、求心性視野狭窄、聴力障害のすべての症状を備えたメチル水銀中毒の典型的症状から、被害者の大多数は症候の揃わない、いわゆる不全型まできわめて複雑で多様である。
 - ・ 正しい実態は、汚染地区住民の健康障害の中にのみ存在する。
- 新潟水俣病の特性、地域特性としては、次の点がある。
 - ・ 阿賀野川流域地域または周辺に居住する住民で、水銀に汚染された阿賀野川の魚介類（ウグイ属魚類、ニゴイ等）をほぼ日常的に多食した住民が、メチル水銀に曝露された。家族ぐるみ、老若男女・胎児まで、健康な人から病気があった人までが侵されている。
 - ・ 新潟水俣病は、1956（昭和31）年に熊本県で水俣病が公式に保健所に報告されてから、9年後に発生した第2の水俣病である。
 - ・ 1967（昭和42）年6月、3家族13人が昭和電工を被告とする損害賠償請求を新潟地裁に提訴した。この提訴は、いわゆる4大公害裁判のさきがけをなすものであった。また、1971（昭和46）年9月の新潟地裁判決での被害者原告全面勝利の判決は化学企業に対して住民への被害防止の注意義務を負わせるとともに、公害事件での被害者原告の立証責任を軽減する内容をもつものであった。

(2) 認定という概念（「認定という概念」は医学の概念ではない。）

- 環境汚染によって起こった、関係する沿岸地域の住民の中毒であるとする、急性・劇症や感覚障害、運動失調、求心性視野狭窄、聴力障害のメチル水銀中毒の典型的症例といわゆる不全型症状の患者と潜在患者や他の地域住民は連続的なものである
- 認定の判定は、医学の概念ではない。
 - ・ 「公害健康被害の補償等に関する法律」（昭和48年法律第111号）上の「認定制度」は、水俣病であるか否かを医学的な立場から診断するものではなく、同法に基づく判断基準に適合するか否かを行政的な立場から提起されているものである。
 - 「公害研究」Vol.6、No.3 P.56（岩波書店 1977）

2 新潟水俣病被害の概況

(1) 新潟水俣病患者の捉え方

- ・ 1971（昭和46）年8月、環境庁は事務次官通知で熊本・新潟両水俣病の認定基準を統一し、有機水銀に汚染された魚を食べたもので、水俣病症状のうちいずれかの症状が認められ、その症状が明らかに他の原因によるものでなければ水俣病患者であるという判断を示した。いわば「水銀の影響を否定できない者は認定することとした。」

のことから、救済を求め、公害認定を申請する患者が急増したことで、1977（昭和 52）年 7 月に環境庁（現環境省）は、複数の症状の組み合わせが認められなければ水俣病症状とは認められないとし、水俣病認定基準を狭めた。さらに、1978（昭和 53）年 7 月には、医学的に見て水俣病である蓋然性が高いと判断されなければ水俣病として認定しないと、一層厳しい基準となった。このことで、認定される患者数は激減した。

- ・ 2004（平成 16）年 10 月 15 日、水俣病関西訴訟で最高裁は国・熊本県・チッソの責任を認めた。最高裁判決の中で、これまでの水俣病判断条件を採用せず、大阪高裁が判示した判断条件を採用した。しかしながら、国はこれを認めず患者認定は、現在もこの関西訴訟最高裁判決以前の条件で審査されている。

- ・ 新潟水俣病問題に係る懇談会は、最終提言書（2008. 3. 21）の中で次のように提起している。

本懇談会は、昭和電工（株）鹿瀬工場の排水に汚染された阿賀野川の魚介類（ウグイ属魚類、ニゴイ等）を摂取したことによってメチル水銀に曝露され、水俣病の症状を有する者については、公害健康被害の補償等に関する法律に基づいて水俣病と認定されているか否かを問わず、新潟水俣病とする。

この提言は、2008（平成 20）年 9 月に制定された「新潟水俣病地域福祉推進条例」（平成 21 年 4 月 1 日施行）に示されることになった。

（2）認定患者数・総合対策医療事業対象者

◇市町別認定患者数・総合対策医療事業対象者（2012 年 1 月末日現在）

新潟県資料により作成

現・旧市町村名		認定数	総合対策医療事業対象者数	現・旧市町村名		認定数	総合対策医療事業対象者数
新潟市	新潟市	328	325	阿賀町	津川町	26	12
	新津市	6	12		鹿瀬町	3	8
	豊栄市	174	143		上川村	3	6
	亀田町	3	2		三川村	23	43
	横越村	18	5	五泉	五泉市	10	35
新発田市	0	2	村松町		0	2	
阿賀野市	水原町	23	47	その他		0	19
	京ヶ瀬村	2	7	合計		700	1,059
	笹神村	0	4	(人)			
	安田町	81	387				

備考 新潟市の総合対策医療事業対象者数は、旧黒埼町、旧白根市、旧小須戸町、旧西川町、旧味方村、旧潟東村の対象者数を含んだ数。

上記の他に、死亡者で総合対策医療事業対象者と同様の症状があるとして一時金の対象となった方が 225 名います。

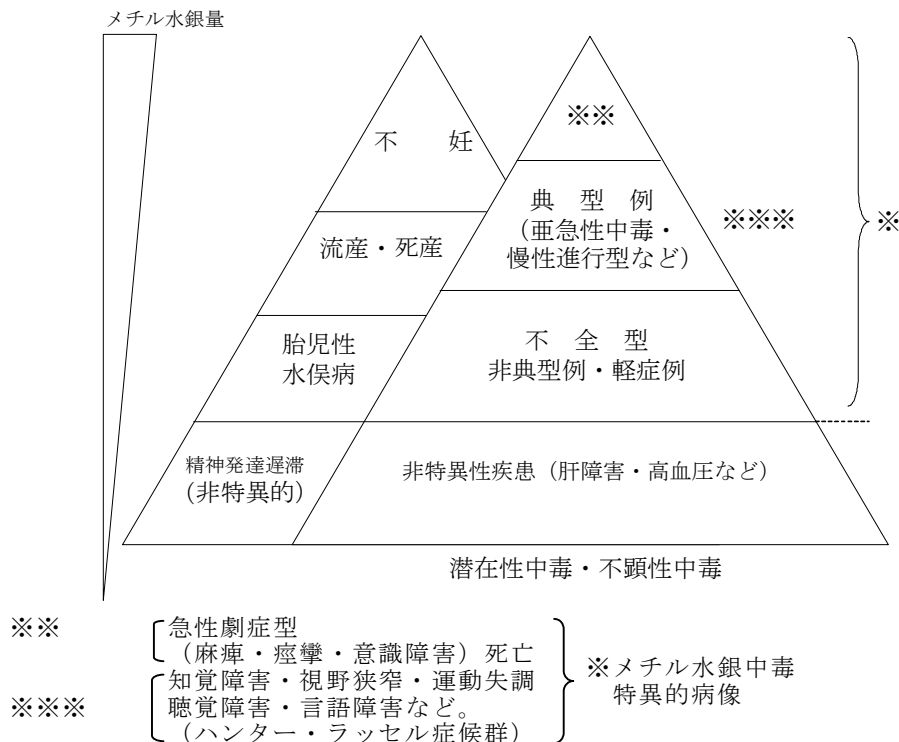
被害者は、阿賀野川沿岸集落、原因企業が位置していた鹿瀬町（現阿賀町）から最下流の新潟市松浜まで広く存在した。

(3) 患者の症状

典型的な症例としての神経症状

- ・ 手足の先に行くほど、強く痺れたり疼痛などの感覚が低下したりする「四肢抹消優位」の感覚障害
 - ・ 秩序だった手足の運動が出来ない小脳性運動失調
 - ・ 言葉がうまく話せない構音障害
 - ・ 筒を通して見るように視野の周辺部分が見えない求心性視野狭窄
 - ・ その他、中枢性聴力障害、中枢性眼球運動障害、中枢性平衡障害、振戦など
- 感覚障害、運動失調、求心性視野狭窄、聴力障害のすべての症状を揃えた症例を、ハンター・ラッセル症候群という。(メチル水銀中毒の典型的症例)
- 被害者の多くは、症例の揃わないいわゆる「不全型」であり、外見からは健康な人と見分けが付かない人もいる。

◇ 水俣病（新潟水俣病）の症状とメチル水銀量の関係



※原図 原田正純 最高裁判所宛提出「意見書」

(「新潟水俣病ガイドブック 阿賀の流れに」新潟水俣病共闘会議 2002. 10. 28 P. 4 より転載)

(4) 被害者への差別・偏見

新潟水俣病は、有機水銀中毒に伴う様々な身体的な被害を発生させただけではない。ゆつたりと豊かに流れていた住民の生活を破壊し、地域の人々の人間関係をも断ち切った。これら、人間関係・社会関係の破壊は、未だ解決されないままに時間が経過してきている。

新潟水俣病の発生が、熊本県での水俣病発生から9年を経ているにもかかわらず、発生当初は、原因不明の病気とされたことから、たたり、伝染病などと誤解され、地

域の中で孤立した被害者、被害者家族もあった。その後、有機水銀中毒に伴う症状と判明してからも、病気のために仕事をやめさせられる、結婚差別を受けるという事態があった。病院でさえも、医療差別が行われたことが報告されている。

また、地域で新潟水俣病が発生したことが報道されると、発生地域で漁獲された物だけでなく、水俣病発生地域の人が扱っているというだけで海産物まで売れなくなったり、福島潟、新井郷川の川魚も阿賀野川周辺の魚ということから敬遠され、飼料用に安価で売買されたりするなどの影響を受けた。また、捕っても売れないため、漁獲から遠のき、漁獲高が減少した。また、販売を確保しようということで、いわゆる「水俣隠し」が行われたところもあった。

被害者は、水俣病の様々な症状を抱え、苦しくなる生活の中で、国による原因究明の結論がなかなか出なかったことや昭和電工が「国の結論が出てもこれに従わない」と公表したことなどから、1967（昭和 42）年 6 月 12 日、一部の被害者は、昭和電工を相手取って損害賠償を求め裁判を起こした。裁判をめぐっては補償金を受け取ることになることから、「金銭目的」「金欲しさのニセ患者」だと中傷されたり、家屋の改築を行えば「補償金で水俣御殿を建てた」というような羨望・ねたみを受けたりすることがあった。

こうして新潟水俣病は、健康被害を与えただけではなく、地域住民の相互関係を喪失させ、人々の間に埋めがたい深い溝を生み出した。

このような差別・中傷・偏見の事例については、関礼子（立教大学教授 環境社会学）の報告に詳しい。この報告をもとに、整理したものが次の表である。

項目	差別事象	出典
病気	<ul style="list-style-type: none"> 患者の家では、昼間は（患者の）おしめすら干せず、家中を閉め切った。 原因が不明であったことから、「たたり」「伝染病」と誤解された。また、地域から孤立した。（発生当初） 「水俣」というと、部落では変な目で見られる。 怠け者といわれる。 水俣なんてうそも方便といわれる。 水俣病の割りに元気だね・・・といわれる。 いったいどこが悪りやえん・・・といわれた。 	『未来へ語りついで』 H19. 7. 23 懇談会 H19. 9. 05 関資料 〃 〃 〃
就職・就業	<ul style="list-style-type: none"> 体の不自由さは、仕事を奪った。仕事が満足にできなくなったために、職を失ったり別な仕事にかわらなければならなかったりしたことは悔しいことだった。 病気のために仕事をやめさせられる。 子どもの就職や縁談で差別を受ける。 就職できない。 水俣病のことが分かったら首になる・・・。 「おい、水俣がきたぜ、ミナだ、ミナだ。」 「就職もできないのか。」 	『新潟水俣病のあらまし』 『いっち うんめい 水らった』

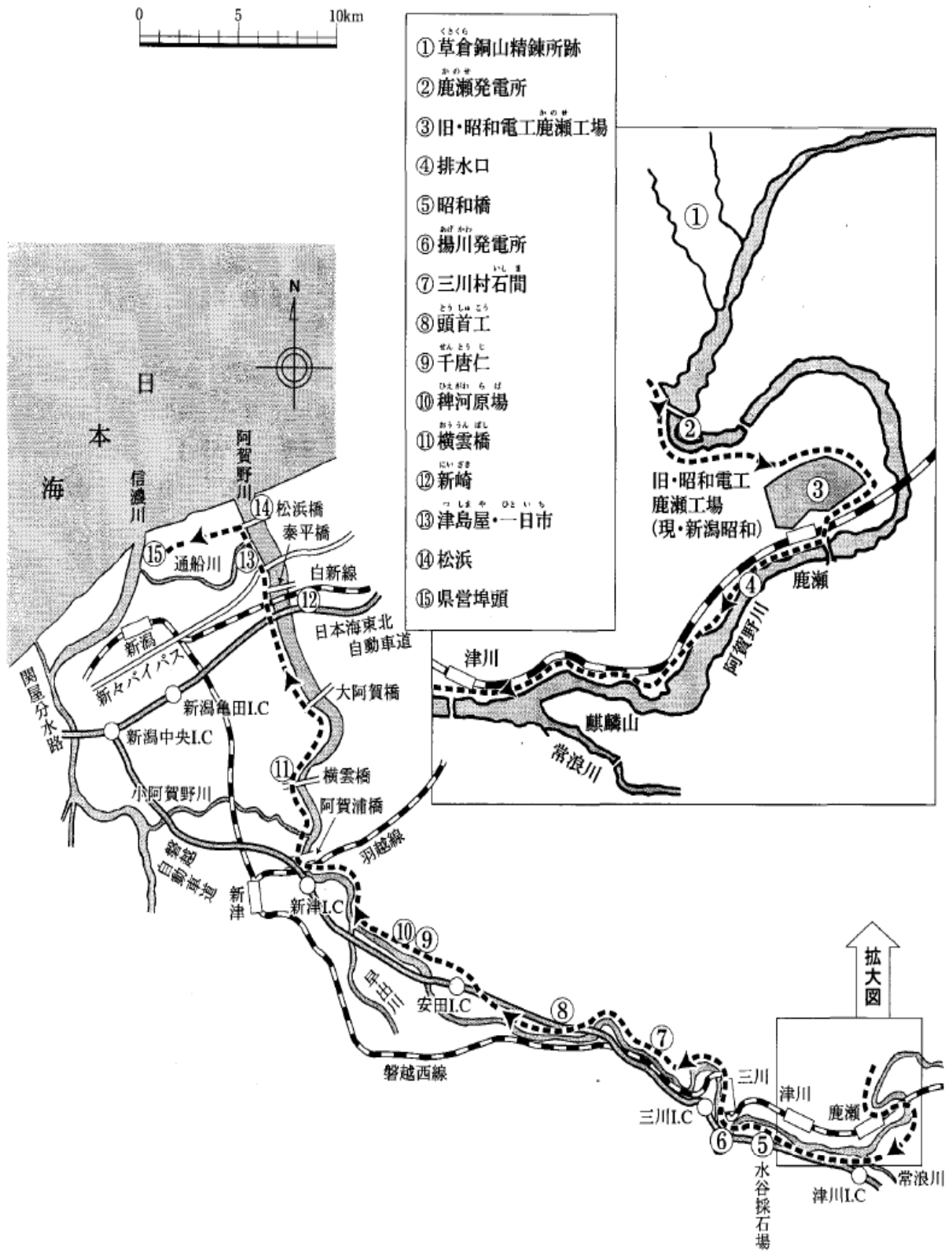
	<ul style="list-style-type: none"> 訴訟に加わることが会社に知られると、神奈川、群馬、長野と次々に転勤を命じられた。なれない重労働に耐えた。 	H19. 6. 13 サンケイ新聞
結婚	<ul style="list-style-type: none"> 患者の家には、嫁にやっちゃだめだ。孫の代までたたられる。 自分が患者であるために、子どもの結婚話を断られる。 患者の家には、嫁や婿をやってはならぬ。孫の代までたたる。 子どもの就職や縁談で差別を受ける。 	『未来へ語りついで』
	<ul style="list-style-type: none"> 水俣病になると結婚がだめになる 	語り部
	<ul style="list-style-type: none"> 水俣病というと、嫁がきてくれない。 	H19. 7. 23 懇談会
金銭的な羨望・妬み	<ul style="list-style-type: none"> あそこの家は、病人をだして金儲けをしている。 ニセ患者が、金欲しさに裁判を起こしている。 「健康な体を返してほしい」という訴えは、「金目当て」と誤解された。 あけましてご不幸でござる。うそつきやろうにせものやろう 松浜のハジサラシヤロウ 死ねばじごくだ(誹謗のはがき) 大変だ 大変だ やぼこいて、にせ者が 本物になるなんて良心があるのか あの家は、水俣御殿を建てた。水俣財閥だ 金目当てにしている。 	『未来へ語りついで』 // // // // // // //
	<ul style="list-style-type: none"> 大きな農家なのにまだ金が欲しいのか 寝てても銭が入っていいね..といわれる。 普段は、仲がよい人でもお金が絡むと態度が変わる。 人がお金をもらうのに応援などできるか...といわれた。 水俣病に認定されたから仕事をやめたんだろうといわれた。 金欲しさに、申請をしているといわれた。 	H19. 9. 05 関資料 // // // // //
	<ul style="list-style-type: none"> 補償金を受け取ることへの妬みからか、認定者に対しての誹謗 金銭目的、ニセ患者と抽象誹謗される。 	H4. 2. 26 毎日新聞 H4. 2. 26 毎日新聞
	<ul style="list-style-type: none"> 補償金で、水俣御殿を建てる 救済を求めた裁判をめぐっては、補償金を受けるのに際して ⇒差別や抽象を恐れて「水俣かくし」も・・・ 補償金欲しさに水俣病患者のふりをしている。 何かやると「金儲け」といわれる。 報道されると「金儲け」と言われる。 裁判に参加すると、「金儲け」と言われる。 	『新潟水俣病のあらまし』

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手間と金を使って活動しても、いやなことを言われる。 ・ テレビに出ると「陰口」を言われる。 ・ 未認定患者である限り「ニセ患者」と差別を受け続ける。 	H19. 7. 23 懇談会 H19. 6. 14 懇談会
病気のつらさ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病気なのにどうしてあんなに元気なのかと言われる。(外からは分からない病気のつらさがある。) 	H19. 9. 05 関資料
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ テレビに出では見場が悪い・・・と言われる。 ・ 嫌がらせのはがきや電話を受けている。 ・ 病院で、ニセ患者扱いをされた。 	H19. 9. 05 関資料 " "

(参考)

- 新潟水俣病未認定患者統計調査・ケースレポートにより関礼子作成資料－抜書き（立教大学教授 2007. 9. 05）、『未来へ語りついで』（新潟県 2002. 3）、「新潟水俣病 今問われるもの 第2次訴訟判決を前に」（毎日新聞 1992. 2. 26）、『新潟水俣病のあらまし』（新潟県 2002. 3）、『いっち うんめい 水らった』（新潟水俣病聞き書き集制作委員会 2003）、懇談会での新潟水俣病患者（被害者）のことば（於；環境と人間のふれあい館 2007. 5. 23）などをもとに作成。

3 新潟水俣病地図



※「新潟水俣病ガイドブック 阿賀の流れに」新潟水俣病共闘会議 2002. 10. 28 P. 2 より転載

4 新潟水俣病患者救済の状況

(1) 現在の救済該当要件・給付（補償）概要

区分	該当要件	給付（補償）概要
公健法認定者 (公健法；公害健康被害の補償等に関する法律)	○感覚障害に加え、運動失調等の症状の組み合わせが必要	【昭和電工の給付補償概要 1973.6.21】 ① 一時金 ② 終身特別調整手当 ③ 医療費全額 ④ 介護保険サービス費の利用者負担分 ⑤ 医療手当 ⑥ はり・きゅう・マッサージ、温泉療養費等

区分	該当要件	給付（補償）概要
医療手帳	○水俣病にも見られる四肢末梢優位の感覚障害を有すると認められる者（受付期間；平成4.6～平成7.3末、平成8.1.22～7.1）	① 一時金（平成7年の政治解決時に支給） ② 療養費（医療費（保険適用分）の自己負担分、介護保険法の適用を受ける医療系サービスの利用者負担分） ③ はり・きゅう施術費、温泉療養費 ④ 療養手当
総合対策医療事業 水俣病患者手帳 （「水俣病患者の救済措置に関する特別措置法」（平成22年4月16日閣議決定）に基づく給付によるもの）	一時金等対象者 ○通常起こり得る程度を越えるメチル水銀のばく露を受けた可能性がある者のうち、 （ア）四肢末梢優位の感覚障害を有する者 （イ）全身性の感覚障害を有する方その他の四肢末梢優位の感覚障害を有する方に準ずる者 ○一時金等の対象となる程度の感覚障害を有しないまでも、一定の感覚障害を有する者で、水俣病にも見られる症状のいずれか※を有する者 ※ しびれ、ふるえ、カラス曲がり（こむら返り、痙攣、足がつる）、見える範囲が狭い・はっきり見えない、耳が遠い・耳鳴り、味覚・嗅覚の異常、言葉を正確に発せない、めまい・立ち眩み、つまずきやすい・ふらつく、物を落としやすい・手足の脱力感。	① 一時金（一時金等対象者に対して支給） ② 療養費（医療費（保険適用分）の自己負担分、介護保険法の適用を受ける医療系サービスの利用者負担分）、保険適用外のはり・きゅう施術費、温泉療養費 ③ 療養手当 ○療養費（医療費（保険適用分）の自己負担分、介護保険法の適用を受ける医療系サービスの利用者負担分）、保険適用外のはり・きゅう施術費、温泉療養費

(2) 国制度の現状

○;支給、×;不支給

項目	総合対策医療事業の手帳所持者					公健法認定者	
	内容	水俣病被害者手帳			医療手帳	左記に相当する者 (昭和電工の補償内容)	認定者
			一時金等対象者	左記以外			
保険が適用なもの	・医療費の自己負担分		○	○		○	○
	・介護保険の医療系サービスの利用者負担分		○	○	療養費	○	○
	・介護保険の福祉系サービスの利用者負担分	療養費	×	×		×	○
保険が適用しないもの	・はり・きゅう施術費、温泉療養費の実費額の支給 上限;月7,500円		○	○	はり・きゅう施術費及び温泉療養費	○	○
	・マッサージ施術費の支給		×	×		×	
療養手当	・保険が適用になる療養を受けたときに支給	○	・月額 入院17,700円 通院70歳以上 15,900円 通院70歳未満 12,900円	×	○ ・月額 入院23,500円 通院70歳以上 21,200円 通院70歳未満 17,200円		○

注1 国の制度は、2010年5月からの制度による。

2 水俣病被害者手帳所持者中「左記以外」の者とは、一時金等の対象となる程度の感覚障害を有しないまでも、一定の感覚障害を有する者で、水俣病にも見られる症状のいずれかを有する者。

5 新潟水俣病問題の動向

(1) 新たな動き

最高裁判所は、2004(平成16)年10月15日水俣病関西訴訟について、国・熊本県・チッソの責任を認め、行政責任が確定した。この判決は、大阪高等裁判所判決で示された判断条件を支持したものであった。最高裁判所判決で示された判断条件にかかわらず、行政はこれまでの判断基準を維持することとしたため、司法と行政での判断基準が並存することになった。この関西訴訟最高裁判決を契機として、新潟水俣病被害者においても新たに民事訴訟が提起され、認定申請が相次いだ。

2004(平成16)年10月15日の最高裁判決を受けて、環境省は2005(平成17)年4月7日に「今後の水俣病対策について」を発表した。この中で、国としてすべての水俣病被害者に謝罪の意を示すとともに、水俣病公式確認50年を迎えるに当たって、関係地方自治体と協力し、医療対策の一層の充実や水俣病発生地域の再生・融和の促進を行うことを示し、その一環として、それまでの保健手帳の申請受付を2005(平成17)年10月13日から再開した。

一方、当時の与党(自由民主党)プロジェクトチームによる水俣病問題の全面解決が模索され、2009(平成21)年7月2日、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法案」について与野党が合意、7月8日に参議院で可決成立した。

この特別措置法の骨子は次の通りである。

- ・ 水俣病被害の拡大を防止できなかったことについて政府として責任を認め、お詫びする。
- ・ 過去にメチル水銀の曝露を受けた可能性があり、手足の先や全身の感覚障害があるものなどを早期に救済するため、一時金、医療費、療養手当の支給に関する方針を定め公表する。
- ・ 「四肢末梢優位の感覚障害」「全身性の感覚障害」「口の周りの感覚障害」「舌の二点識別覚障害」「求心性視野狭窄」の症状を救済対象として考慮する。
- ・ 3年以内をめどに救済対象者を確定し、速やかに支給する。
- ・ チッソを分社化し、子会社の株式売却益を補償に充てる。チッソが一時金の支払いに同意するまで、環境省は分社化の前提の事業再編計画を認可しない。(親会社が持つ子会社株式の譲渡は救済の終了と市況の好転まで凍結する。)
- ・ 政府は、(公健法で指定された水俣病患者が多発する)指定地域や周辺に住んでいた人の健康に係る調査研究等を行い、結果を公表する

※2009年7月20日 毎日新聞。一部加筆

2009(平成21)年末の衆議院選挙で政権交代が行われたことを機会に、和解への動きがはじまり、2010(平成22)年1月には、水俣病の未認定患者等で作られた「水俣病不知火患者会」が国・熊本県・チッソに損害賠償を求めた集団訴訟で、熊本地裁が和解勧告を行い、原告・被告ともにこの和解勧告を受け入れたため和解協議に入り、2010年3月29日に和解の基本合意が成立した。

政府は、2009年7月に可決・成立した特別措置法に基づき、2010年4月16日に「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」を閣議決定し、5月1日から水俣病特措法に基づく給付申請の受付を開始した。

新潟県では、新潟水俣病公式確認から40年を迎えることを契機に、泉田裕彦知事による「ふるさとの環境づくり宣言」が2005(平成17)年6月6日に行われた。この中で示された、被害者の高齢化に対応するための保健福祉施策の充実や、新潟水俣病の啓発と情報発信の強化などの取組が2006(平成18)年から行われている^{※1}。

国の水俣病問題への対応が進展しない中、泉田裕彦新潟県知事は「熊本水俣病の被害がありながら、これを教訓としないで、何故に新潟県に第二の水俣病被害が発生したのか……。私たちの今日の生活は、水俣病患者の犠牲の上にあるのではないか。今からでも、患者の生活を援助するために、県独自でなしうる方策を示す必要がある」として、2007(平成19)年2月、「新潟水俣病問題に係る懇談会」(座長 本間義治 新潟大学名誉教授)を設置し、提言を求めた^{※2}。

※1 「新潟水俣病のあらまし」暫定版 新潟県 2007年3月 PP.34-35 から抜粋して作成

※2 「新潟水俣病問題に係る懇談会最終提言書—患者とともに生きる支援と福祉のために—」新潟水俣病問題に係る懇談会 座長 本間義治 2008年3月21日 PP.9-10 を参考に作成

(2) 新潟水俣病問題に係る懇談会の提言

「新潟水俣病問題に係る懇談会」は、2008(平成20)年3月21日に、最終報告書を泉田知事に提出した。最終提言の骨子は次のようであった。

《骨子（要旨）》

○ 新潟水俣病患者

本懇談会は、昭和電工（株）鹿瀬工場の排水に汚染された阿賀野川の魚介類（ウグイ属魚類、ニゴイ等）を摂取したことによってメチル水銀に曝露され、水俣病の症状を有する者については、「公害健康被害の補償等に関する法律に基づいて水俣病と認定されているか否かを問わず、新潟水俣病患者とする。

○ 患者への救済・支援

新潟県・新潟市は、患者救済にあたり、これまで積極的な対応を行ってこなかったことを重く受け止め、高齢化する新潟水俣病患者の救済・支援のために、新潟県独自の施策を講じることが急務である。

○ 患者救済のための恒久対策の樹立

この提案が、持続的に今後の県政に反映され、実施されることを願っている。そのために県として、患者救済のための恒久的な枠組みを作ることを望む。

○ 県独自施策と支給対象者

新潟水俣病患者の介護費用、療養費及び生活支援等に充てるため、患者支援の県独自の施策として、「新潟水俣病療養手当」（仮称）、の支給を提案する。この手当ての支給対象者は、総合対策医療事業の手帳所持者及び今後手帳を取得する者とするのが適当と考える。

○ 患者の声を吸い上げられる環境づくり

新潟県は流域市町との連携により、潜在患者が声を出しやすい環境づくり、患者の声を吸い上げられる環境づくりを行っていく。また、患者団体や市民団体による新潟水俣病患者を支援するボランティア活動や普及啓発活動につながる活動を育てなくてはならない。

○ 全県的な啓発・教育

教育の中に新潟水俣病問題を位置づけ、発達段階に応じた啓発・教育活動を全県的に展開していく必要がある。また、「環境と人間のふれあい館」を拠点として、新潟水俣病の歴史と教訓の情報発信、啓発・教育活動の支援及び県民・行政・企業の研修等に関係諸機関等と協働して推進していかなければならない。

○ 事業の継続

新潟水俣病に関する諸施策について評価し、その評価を次年度以降の施策につなげていく方途を提言するような「場」の創出や「組織」の設置が望ましい。

○ 行政における新潟水俣病の教訓化

新潟県及び流域市町は、新潟水俣病の教訓を踏まえ、福祉・人権・環境保全及び食の安全に高い識見を持つ自治体を目指す必要がある。

※ 「新潟水俣病問題に係る懇談会最終提言書－患者とともに生きる支援と福祉のために－」最終提言の骨子 2008年3月21日より引用)

(3) 新潟水俣病地域福祉推進条例の制定（2008年9月制定、2009年4月1日施行）

新潟水俣病問題に係る懇談会の提言を受けた新潟県は、新潟水俣病に関する施策の一層の推進を図るため、「新潟水俣病地域福祉推進条例」を制定、施行した。

① 条例制定の趣旨

高度経済成長期において豊かさや快適さを享受してきた一方で発生した新潟水俣病の被害に遭われた方々の犠牲があったことに真摯に向き合う必要がある。このため条例では、新潟水俣病の被害者の方々を社会全体で支えていくとともに、誰もが安心して暮らせる地域社会を実現していくため、新潟水俣病患者の社会的認知とその福祉の増進を図り、地域社会の再生と融和を促進することとする。

② 条例制定の意味するもの

条例の制定、施行について関礼子氏(立教大学教授)が、JanJan ニュースの中で次のようにコメントしている。新潟県の小・中学校が、授業として新潟水俣病問題を取り上げる意義にも相通じるように思う。

◇ 2008年10月28日「JanJan ニュース」 関礼子 ◇

新潟水俣病の「語り部」として活躍していた徳太郎さんが急逝したのは、2003年のことだった。ご遺族に見せていただいた徳太郎さんの手帳は、ある意味、衝撃だった。日記がわりの手帳には、散歩に出かけて友達と立ち話をしたとか、どこを歩いたとか、日々の他愛のない出来事が綴られていた。新潟水俣病の被害者としての活動は、日常の中に、ぽつぽつと埋め込まれているだけだった。新潟水俣病発生の公式発表から38年が経っていた。新潟水俣病の被害者は、被害者である以前に、地域の中で日常を生きる生活者である。そうした当たり前の事実を、徳太郎さんの手帳は改めて教えてくれた。

それから5年が経過した2008年9月、日本で初めての水俣病被害者支援のための条例となる「新潟水俣病地域福祉推進条例」が制定された。国の認定基準では、「水俣病患者」とは認められなかった被害者を、「水俣病患者」と位置付けて。新潟水俣病患者を地域全体で支えていこうという条例である。

新潟水俣病への偏見のない社会をつくること、制度の谷間で被害補償が十分とはいえない患者の福祉を向上させること、新潟水俣病が深刻な影響を与えた地域社会の絆を修復し、その再生と融和を進めていくこと、誰もが安心して暮らすことの出来る地域社会をつくることに、この条例の目的がある。

「新潟水俣病地域福祉推進条例」の制定は、住民に近い立場にある自治体が、住民である公害被害者に寄り添い、生涯にわたって支えていくための明確な一歩を記した。新潟水俣病の補償責任は加害企業と、公害の発生・拡大を食い止めることが出来なかった国にある。だが、補償とは別の、福祉という次元から被害者の苦痛を和らげること、新潟県はそのことに寄与することを示したのだ。こうした新潟県の発想の転換を、徳太郎さんは草葉の陰で喜んでくれたに違いない。徳太郎さんだけではない。被害者運動が困難な中で、「補償金欲しさで運動している」と陰口をたたかれたまま亡くなった多くの新潟水俣病被害者の方々が、残された仲間たちの、そして自らの「新潟水俣病患者」としての名誉回復を歓迎し、条例が描く「あるべき社会」の実現に向けた歩みを、厳しくも温かい眼差しで見守っていることだろう。条例は、2009年4月に施行される。そこが、新潟県の新潟水俣病関連施策の新たなスタートラインだ。

6 授業実践のための基本的視点

住みよい環境、安全安心な地域社会を築いていくには、公害被害の教訓を次世代に伝え、この教訓を生かした取組を促すことが重要である。このため、授業モデルの構想に当たっては、次のような基本的視点をもとに取り組んでいる。

- ・ 我が国が高度経済成長期に「豊かさ」「快適さ」「利便性」を追求する過程で発生した公害被害の典型の一つとして、新潟水俣病被害がある。こうした公害被害者が声をあげたことで「公害規制」が行われ、制度としても整備された。いわば公害被害者の犠牲の上に、現代社会の生活の利便性、快適性が築かれたことを認識する必要がある。
- ・ 公害の原因、公害被害の現実という事実に基づき、環境と人間の生命、社会のメカニズムを科学的にとらえさせる。
- ・ 公害被害が人々の生活や地域社会に与えた影響をもとに、人間の尊厳、生命の尊重といった人権尊重の大切さを認識させる。
- ・ 公害被害の教訓を生かして、環境の保護、住みよい地域社会を作り出そうとしている地域住民、行政の主体的な営みを捉え、自らも参加しようとする実践的な態度、行動力を育む。

基本的な視点をもとに、小・中学校で新潟水俣病問題の学習を構想するときの視点を次のようにとらえた。

小学校

【教材化の視点】

- ◎ 新潟水俣病問題の教訓を生かして取り組まれなくてはならない環境の維持・保全
- 阿賀野川の豊かな恵みの中で暮らす人々と被害の発生（自然と公害病発生の関係）
公害は、豊かな自然を破壊し、人々の健康と生活を蝕んだ。
- 患者の苦しみ、地域の変化（心身の破壊だけでなく、人間関係も壊した公害）
患者の発生は人としての破壊だけでなく地域社会も破壊した。
- 求められる患者の立場に立った被害者救済（必要な公害病の理解と救済）
患者の立場に立った身体的苦痛の救済だけでなく社会的・心理的な救済が必要だ。
- 進み始めた水俣病の教訓を活かす環境保全や教育の取組(水俣病の教訓を活かす取組)
患者の救済と公害問題に学んだ地域づくりが始まっている。

【学びの期待】

- 3年生 新潟水俣病被害者が、精一杯生きていることをとらえる。
- 4年生 患者の身体的・心理的な立場を、自分のこととして捉える。
- 5年生 新潟水俣病の発生原因と被害者・社会に与えたこと、進められている教訓を活かす取組をとらえる。
- 6年生 「つらさ」に寄り添った理解と差別偏見に負けずに生活する患者に共感する。

中学校

【教材化の視点】

- ◎ 新潟水俣病問題の教訓を生かして取り組まれなくてはならない環境の維持・保全
- 豊かな自然の中で河川に放出されたメチル水銀によって起こった公害は阿賀野川全体を汚染し、多くの人々の健康・生命・家庭を破壊した。
- 新潟水俣病は、高度経済成長期の工業・経済優先政策の中で生み出された。
- 新潟水俣病裁判の判決は、メチル水銀による河川の汚染源を特定し、患者救済への道を開いた。
- 「新潟水俣病問題」解決のためには、患者支援施策のほか、県民の正しい理解と患者の現実を踏まえた国・県の環境施策が必要だ。

【学びの期待】

- **中学校 1** 病苦の中でも家族への思いやりから水俣病であることを隠した家族の苦しみを知り、差別・偏見への憤りを持つとともに差別解消への思いを深める。
- **中学校 2** 人々が安心して暮らしていくために、自然を畏敬し、社会全体で環境を大切することの必要性をとらえる。
- **中学校 3** 地域の人と人との結びつきの再生には、新潟水俣病の理解と患者支援、差別解消が必要なことを捉え、解決への実践的な意欲を高める。

7 学年別指導計画一覧表

○小学校指導計画例

学年	教科等	主題（単元）名	目 標	時間数	備 考
3	道徳	せいっぱい生きていこう 3-(1)生命尊重	新潟水俣病患者さんの生き方を知ること、生命を大切に、精一杯生きようとする心情を育てる。	1	涌井克己著『阿賀のお地蔵さん』（考古堂2006）による
4	道徳	みんなが仲良くなり していくために 2-(2)思いやり、 親切	地域が偏見や差別によって結びつきを失っていく過程を学ぶことを通して、相手の立場を想像し、相手のことを考えた言動の大切さに気づき、自らも相手に親切な行為を行おうとする心情を高める。	1	資料；お地蔵さんにこめられた願い
5	社会	公害を二度と繰り返さないために～新潟水俣病～	新潟水俣病の発生、患者の症状について関心を持ち、新潟水俣病の発生原因と発生の経過、患者の病状、苦しみなどを知るとともに、患者への対応や教訓を生かした公害を防ぐための取組について、地図や各種資料をもとに調べ、公害から人々の健康や生活環境を守ることの大切さを捉える。	6	5年生社会科下「くらしと環境」題材と置き換え、新潟水俣病問題を、中心教材として取り上げる。
6	道徳	病気に対する差別や偏見に立ち向かう～ある水俣病患者の訴え～ 4-(2)公平・公正 正義の実現	新潟水俣病患者が受けた差別や偏見に憤るとともに、病気に対する差別、を無くしようとする心情、さらには差別を許さず、ともに立ち上がろうとする気持ちを高める。	2	資料「生きるⅢ」PP.7-14、「生きるⅢ指導の手引」を合わせて参照されたい。

○中学校指導計画例

No.	教科等	主題（単元）名	目 標	時間数	備 考
1	道徳	検査への迷い 4-(3)公平・公正	家族が受ける差別・偏見の恐怖で苦しんだ新潟水俣病患者樋口さんの思いを知り、差別・偏見への憤りを持つとともに差別解消への思いを深める。	1	「患者差別を許さない」心情を高めることに焦点化する展開をB案として示した。

No.	教科等	主題（単元）名	目 標	時間数	備 考
2	道徳	新潟水俣病患者への差別 4-(3) 公平・公正 差別や偏見のない社会の実現	新潟水俣病被害者への差別や偏見を知り、ロールプレイを通して、差別や偏見を許さない気持ちを高め、公平公正で差別や偏見のない社会の実現への実践的な態度を育てる。	1	概要を捉えさせるためのプレゼン用「新潟水俣病－舞台は阿賀野川」（パワーポイント）※を活用願いたい。
3	道徳	後世に伝えたいこと 3-(2) 自然愛	新潟水俣病が人々の健康を蝕み、生活を変えたことへの理解を通して、人びとが安心して暮らしていくためには、自然を畏敬し、社会全体で環境を大切にすることの必要性について思いを深める。	1	『AGA 草紙』（阿賀に生きる製作委員会）、『未来に語りついで』（新潟県）を合わせて参照されたい。
4	道徳	地域の絆を再生のためにできること 4-(8) 郷土愛	新潟水俣病の発生で失われた地域の絆の再生にとって、新潟水俣病の理解、患者の支援、環境保全の大切さの理解が必要なことを捉え、自分が果たすことのできる事を考える。	1	『AGA 草紙』（阿賀に生きる製作委員会）、『未来に語りついで』（新潟県）を合わせて参照されたい。
5	道徳	豊かな阿賀の流れよ～新潟水俣病の苦悩をこえて～ 4-(3) 公平・公正 差別や偏見のない社会の実現	新潟水俣病について理解を深め、新潟水俣病患者の心身の苦悩を共感的に捉えることを通して、差別や偏見のない社会の実現に努めようとする気持ちを高める。	1	県中教研道徳資料に「読み物資料」が掲載されている。合わせて参照されたい。

※ プレゼン用「新潟水俣病－舞台は阿賀野川」は、新潟県庁ホームページ内「新潟水俣病教師用指導資料【参考資料】」のページからダウンロードできる。

- ◎ 中学校の学習指導案例 1～5 は、緩やかに学習の深まりを想定して作成されている。各学校の学習の履歴や生徒の実態により、選択されて参照されたい。
- ◎ 各学年に 1 時間程度の学習を積み重ねる場合や、集中的に 2～3 時間を取り組ませる場合等、各学校の実態に応じた取組をお願いしたい。

<参考となる実践事例>

- ・ 小学校第 5 学年 同和学習「新潟水俣病に対する差別解消に立ち上がる」
上越市立東本町小学校
- ・ 小学校第 5 学年 人権学習「ある新潟水俣病患者の訴え（資料『生きるⅢ』より）－新潟水俣病差別問題から学ぶ－」 魚沼市立広神西小学校
- ・ 小学校第 5 学年 社会科「公害ゼロを目指して」 新潟市立葛塚小学校

- ・ 小学校第 5 学年 スマイルタイム（同和教育）「病気に対する差別に立ち向かおう
～水俣病から学ぼう～」 新発田市立外ヶ輪小学校
- ・ 小学校第 5 学年 社会科「公害ゼロを目指して」 阿賀野市立水原小学校